

※ すみやかに提出してください。

主治医意見書作成のための問診票

(平成29年8月改訂)

この問診票は、主治医意見書を作成する際に参考にさせていただく資料です。主治医意見書の記載をお願いする先生に提出してください。意見書作成の目的以外には使用せず、公開も致しません。

この問診票の保管は主治医にお願いしています。ご本人またはご家族の方等が、お答えできる範囲で記入してください。記載内容は過去2週間(長くととも1か月)以内の状況について記入してください。

※以下、あてはまるものに☑してください。

被保険者名(本人): _____ 主な介護者: 妻 夫 子 その他()
 記入者名: _____ 被保険者との関係: 本人 家族(続柄) その他()
 家族状況 : 独居 同居(家族 人)
 他科受診の有無: 有 無
 有の場合: 内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科
眼科 婦人科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科 その他()

主治医意見書 <3 心身の状態に関する意見>について

(1) 日常生活自立度等について

● 身体の動きについて

自立 身体的に特に不自由はしていない。J1 多少の不自由はあるが、交通機関(バス・電車)を利用して外出できる。J2 多少の不自由はあるが、隣近所なら一人で歩いて(杖・老人車を使って)買物や老人会等に参加できる。A1 屋内の生活はほぼ自立しており、介助により外出し、日中は殆どベッドから離れて生活できる。A2 屋内の生活はほぼ自立しているが、殆ど外出は無く、日中は寝たり起きたりの生活。B1 日中もベッド上での生活が主体で、車いす等に一人で移動できる。B2 日中もベッド上での生活が主体で、車いす等に一人で移動できず、生活に介助が必要である。C1 一日中ベッド生活であるが、寝返りは打てる。C2 一日中ベッド生活であり、食事・排泄・着替えで介助を必要とし、寝返りも打てない。

● 物忘れについて

自立 日常生活に支障は無い。I 時々物忘れがあるが、基本、在宅で日常生活は一人でこなせる。IIa 家の外に出ると、時々道に迷ったり、買物でお釣りを間違えたりする。IIb 薬の飲み忘れや電話・来客の対応ができず、一人で留守番ができない。IIIa 日中、着替えや食事がうまくできず、トイレを汚したり、火の不始末・徘徊等により介護を必要とする。IIIb 上記症状のほかに、夜間においても徘徊、大声、不潔行為等があり、家族が起こされる。IV 常に目が離せない状態で、常時介護を必要とする。M 興奮状態等著しい精神症状・意識障害が長く続き、日常生活に必要な意思疎通ができない、また稀にしかできない。

(2) 記憶と理解度

● 物忘れについて

前日のことや、直前に食べた物を思い出せないことがありますか。

 ない ある

毎日の日課(着替え、食事、入浴等の一日の流れ)について、どれかひとつを選んでください。

 自立 いくらか困難 見守りが必要 判断できない

自分の思っていることを、人に伝えることができますか。

 伝えられる いくらか困難 具体的な要求に限定 伝えられない

裏面に続く

